

枚方市教育委員会規則第3号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（職務等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 主幹の職にある指導主事のうち、総括指導主事及び副総括指導主事として教育長の指名を受けた者の担当事務は、次のとおりとする。
 - (1) 指導主事に対する指導及び助言に関すること。
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する事務の執行の調整に関すること。
 - (3) 総括指導主事にあつては、副総括指導主事が複雑な事務を処理する場合における当該副総括指導主事に対する必要な助言に関すること。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。